

障害のある人への虐待は法律で禁止されています

障害のある人への虐待は、『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）』で禁止されています。

障害のある人に対する、養護者（家族・親族・同居人など）、障害者福祉施設従事者等（障害者福祉施設や障害福祉サービス事業等に従事する職員など）、使用者（本人を雇用する事業主、事業所の上司・同僚など）による次のような行為を障害者虐待といいます。

区分	内容	具体例
身体的虐待	暴力などによって身体に傷やあざ、痛みを与える行為	<ul style="list-style-type: none"> ・叩く・つねる・殴る・蹴る ・やけどさせる・物を投げつける ・無理やり食事を口に入れる ・ベッドに縛り付ける ・意図的に薬を過剰に与えるなど
性的虐待	あらゆる形態の性的な行為又はその強要	<ul style="list-style-type: none"> ・キス・性器等への接触・性交 ・性的行為を強要する ・わいせつな映像や写真を見せる ・介助がしやすいという目的で、下半身を裸にして放置するなど
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えるような行為	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に伴う言動などを嘲笑する ・怒鳴る・ののしる・悪口をいう ・無視する・子ども扱いするなど
放棄・放置（ネグレクト）	意図的であるか、結果的であるかを問わず、食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介護等を放棄するような行為	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚や衣服、寝具が汚れたまま ・食事や水分を与えない ・掃除をしない ・冷暖房を使わせない ・必要な受診を制限するなど
経済的虐待	本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かを見極める必要がある）なしに財産や金銭を使用する行為や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・年金や賃金を管理して渡さない ・年金や預貯金を無断で使用するなど

障害者虐待防止法では、『**障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならない**』とされています。

皆様のご協力をお願いします。

通報・ご相談は「北九州市障害者虐待防止センター」へ

場所：戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた6階

TEL 093-861-3111 FAX 093-861-3122

月曜日～金曜日 9:00～17:45（電話相談は24時間365日対応）

※18歳未満の児童の虐待に関することは「子ども総合センター」へ、65歳以上の高齢者の虐待に関することは、お住まいの地区の「地域包括支援センター」へご相談ください。